法の日週間行事

福井地方・家庭裁判所では、法の日週間行事として 民事調停制度等説明会を行います。

裁判所では、トラブル解決の手続として様々な手続があります。 今回の行事では、みなさんに身近な「簡易裁判所」で取り扱う手続きや、 その中でも特に「民事調停手続」について説明いたします。



民事調停制度とは何ですか?

裁判所では様々な手続を行っていますが、そのうちの 一つで、話し合いでトラブルを解決する手続です。



どんなトラブルを取り扱いますか? \mathbf{O}

例えばお金の貸し借りや売買代金の支払い、 交通事故や近隣関係のトラブルなどを取り扱います。 (※夫婦間のトラブルなどは、家庭裁判所での手続になります)



お隣さんとしょっ ちゅう喧嘩ばかり してるわ。



お金を返してくれな かったとき、どうした らいいだろう?

福井地方•家庭裁判所

11月30日(木) 15:00~16:30 (受付14:30~) 時 $\boldsymbol{\mathsf{B}}$

場所 福井地方 · 家庭裁判所 3階第1会議室

(※WEBでの参加も可)

数 ・会場参集24名まで WEB参加50名まで

(※50端末)

簡易裁判所で取り扱う民事裁判等の手続や調停手続の説明 内 容 調停委員による事例等の紹介

裁判官、調停委員等による質疑応答等

申込方法 福井地家裁ウェブサイトでご確認ください。 https://www.courts.go.jp/fukui/kengaku/kouhou/index.html

(二次元コードはこちら→)

10月20日8:30~11月22日17:00まで 申込期間

その他 当日、報道機関等の撮影取材が行われる場合があります。

その他、必ずHP掲載の注意事項をお読みください。

